



Newsletter

Institute for Legal Studies

Kanagawa University

No.14

March, 2010

巻頭言

法学研究科に求められていること

橋本 宏子

2007年12月のニュースレター（第10号）に、私は「さらなる一歩を求めて」と題する小稿を寄せている。任を担い始めたばかりだった法学研究科の今後について私なりの考えをまとめたものである。ここでは、近年の社会状況の変化の中で、人々が法学研究科に求めていることは何なのか、いかに言えば本当に必要とされている「公共政策」とは何なのかを具体的に見極めることが重要になっていること、そして人々が法学研究科に求めている課題に応えていくためには、おそらく法学研究科だけでなく、法学部、法務研究科、法学研究所や法学会ひいては大学全体の資源との有機的連携も必要とされてくるとの認識のもとに、その連携のあり方を具体的に検討していくことの必要性についても言及していた。具体的には、法学研究科における「公共政策系専攻」の設置に向けた活動の一環として、（講義とグループディスカッションから構成される）「公共政策関連講座」を年5～6回ほど設定し、自治体職員や議員等の参加を促し、大学院入学への足がかりを提供することが提案されている。

こうして始まった「公共政策関連講座」の開催は、ある意味でニューアセスメントの始まりであった。その後1年を経て「公共政策関連講座」は、「トライアルコース」へと引き継がれた。そして「トライアルコース」終了後も、引き続き「研究会」がもたれることで、諸般の事情で、すぐには大学院に入学できない方々も含めた「やわらかい大学院」も形成されてきている。

つまり今では、具体的な問題意識をもったより多くの人々が、法学研究科を「公共政策におけるリーダーの養成」の場と捉え、関心を向けて下さるようになってきている、といえるだろう。

こうした人々の関心と要望に、出来る限り応えるべく法学研究科は、この間、大学院入学資格審査、長期履修、従たる指導教授などの制度も積極的に取り入れながら、その充実に努めてきた。

私達が応募を続けてきた大学院GPでの努力は、決して徒労に終わったわけではなく、皆様の支えの

中で着実に実を結び始めていると自負している。さしあたりは、新しく導入されることになった「法学・政治学総合演習」を丹念に運営し、院生が「法学研究科に求めていること」に具体的に答えられるように努力を続ける中で、本稿の冒頭部分で述べた課題への「回答」の糸口をさらに探っていきたいと考えている。

「法学・政治学総合演習」は、大学院における集団指導のひとつの具体的な姿でもある。法学研究科の運営にとって頭の痛い問題のひとつは、法学研究科の充実を図ることが、現状では教員の負担を増加させることになりがちなことである。「法学・政治学総合演習」を適切に運営することで教員の負担を前向きな形で軽減させるとともに、演習に参加することが個々の教員にとっても「ある意味での研究の場」となるように心がけていきたいものである。

検討の余地を残したままである修士論文・博士論文の中間報告会や、各院生の研究状況の報告会も、「法学・政治学総合演習」の一環に取り入れることで、院生のインセンティブを高めていければと考えている。新しく導入が決まった修士論文に代わる「特定課題の研究」の審査基準はもとより、修士論文・博士論文の審査基準や審査手続を明確化することも喫緊の課題である。博士論文の審査基準の明確化は、本学における「大学院博士後期課程」の位置づけの再検討という残された重要課題ともリンクしている。重要課題という意味では、学部から法学研究科に進学してくる院生への「研究指導」も落とせないところである。来年度のシラバスでは、自治体法務に係る科目の充実を図り「専門性をもった自治体公務員の養成」へのさきがけとしている。本学における「研究者養成」も慎重に検討されるべき課題である。

これからも、さらに多くの人々の関心と要望に目を向けながら、それに応えうる法学研究科を目指して、皆様とともに「さらなる一歩」を確実に進めていきたいと考える。

（法学部教授・法学研究科委員長）